



ふくしだより

「手作りマスク」で新型コロナ対策を



下有住地区公民館では、地域の方が材料を持ち寄り、公民館職員と協力して「手作りマスク」を作っています。

マスクは4月からの学校生活の必需品として、下有住子ども教室に来る子どもたちや、有住小学校の新入生に配られました。



社会福祉法人 **住田町社会福祉協議会**

岩手県気仙郡住田町世田米字川向96-5
TEL 0192-46-2300 FAX 0192-46-2321



おらほの事業所

- ◆居宅介護支援事業所
- ◆訪問介護事業所
- ◆訪問入浴介護事業所
- ◆アンルス通所介護事業所
- ◆デイサービスセンターとだて
- ◆グループホームかっこう

- | | |
|--------------|------------------|
| 世田米字川向 96-5 | TEL 0192-46-2300 |
| 世田米字川向 96-5 | TEL 0192-47-3357 |
| 世田米字川向 96-5 | TEL 0192-46-2300 |
| 上有住字和田野 12-5 | TEL 0192-48-3300 |
| 下有住字十文字 89-2 | TEL 0192-47-3104 |
| 下有住字十文字 89-2 | TEL 0192-47-3103 |

令和2年度 社会福祉協議会 事業方針

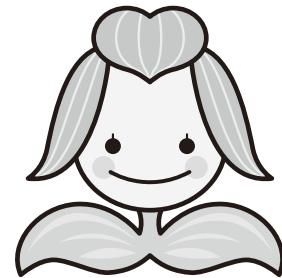
I 基本方針

近年、大規模な自然災害や、新型感染症などにより、私たちの生活環境は常に危険と隣り合わせであることを考えさせられる状況にあります。東日本大震災では、社会的インフラにしても人とのつながりにしても、日頃から脆弱なところにそのひずみが来ることを私たちは経験から学びました。住田町社会福祉協議会は、住民同士がともに支え合い、安心していきいきと暮らせる町であるために、生活課題を掘り起こし、早めに必要な手当をしていく「人づくり」「仕組みづくり」に取り組んでまいります。

今年度は第2期「住田町地域福祉活動計画」の初年度です。前期から引き続き、基本目標である ①あだげあさまのまちづくり ②やんべあに暮らせるまちづくり ③おもしろぐ暮らせるまちづくりをより充実させるために、地域福祉事業への取り組みをさらに強化していく予定です。まずは、総合相談窓口の機能充実のために、CSW（コミュニティー・ソーシャル・ワーカー）と呼ばれる相談員が地域の方々のもとに出向き、直接情報交換を行う機会を増やすことで、地域と社協の結びつきを強化し、必要なサービス、仕組みづくりに貢献できればと考えています。

住田町社会福祉協議会としての介護保険事業は、縮小傾向にあります。住田町の人口減が一番の要因であり、これからも利用者数が減少していくことは、人口予測からも明らかです。しかし、住田町の高齢者・障がい者の在宅生活を維持していくためには、訪問介護や訪問入浴など在宅訪問型のサービスは、無くてはならないものであり、訪問介護員の高齢化と成り手不足が緊急課題と言えます。転換期にきている介護保険事業の方向性を見極め、地域住民と職員の生活を守るため、新たな方向性を打ち出せるよう努めてまいります。

介護事業が前面に出ている住田町社協ですが、「地域福祉活動計画」に沿った取り組みを新たにすることで、住田町の福祉を支え、共生の町づくりに寄与するため、役職員一同、真摯に取り組んでまいります。



地域福祉事業について

- 総合相談窓口を充実させます。困ったときにすぐ相談できる体制づくりや、各地区担当の相談員が地域に出向き、支援を行います。
- 地域の見守り体制の強化、災害時の安否確認方法の普及を図るため、地域の皆様と協力して防災福祉マップを作成します。

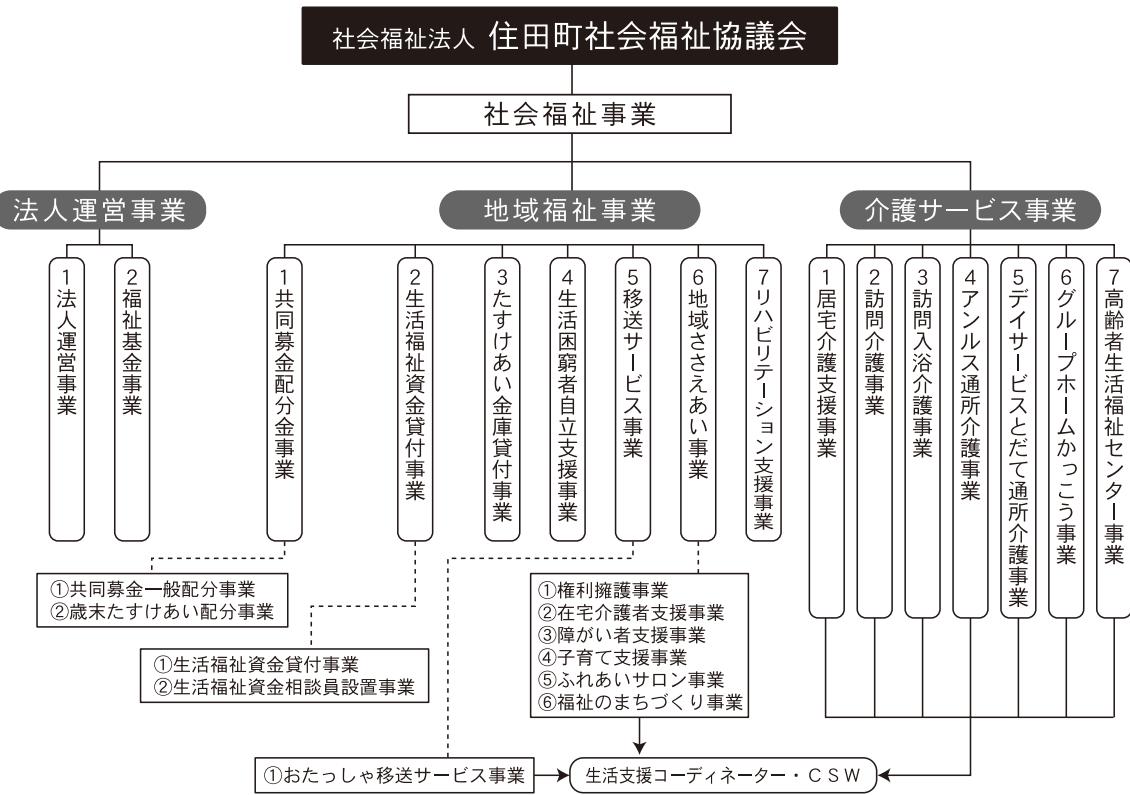
在宅福祉活動について

- 介護サービス事業では、ご利用者様の身体機能低下を防ぎ、自立した生活を営んでいただけるように支援します。
- ご利用者様、ご家族様に寄り添い、介護負担の軽減に努めます。

法人運営の基盤整備

- ふくしまよりやホームページの他、Facebookを活用するなど情報発信の幅を広げ、広い世代に社会福祉についての興味を持ってもらえるよう働きかけます。
- 役員の知識やアイデアを運営に役立てるための企画委員会や、職員の資格取得の支援を行い、役職員のスキルアップを図ります。

住田町社会福祉協議会事業体系



令和2年度 資金収支予算

(自) 令和2年4月1日

(至) 令和3年3月31日

【収入の部】

(単位:千円)

勘定科目	予算額
事業活動による収入	会費収入
	寄附金収入
	経常経費補助金収入
	受託金収入
	貸付事業収入
	介護保険事業収入
	老人福祉事業収入
	障害福祉サービス等事業収入
	補助金事業収入
	その他の事業収入
	受取利息配当金収入
	その他の収入
	事業活動収入計 ①
	370,845
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入
	施設整備等収入計 ②
その他の活動による収入	積立資産取崩収入
	拠点区分間繰入金収入
	サービス区分間繰入金収入
	その他の活動による収入
	その他の活動収入計 ③

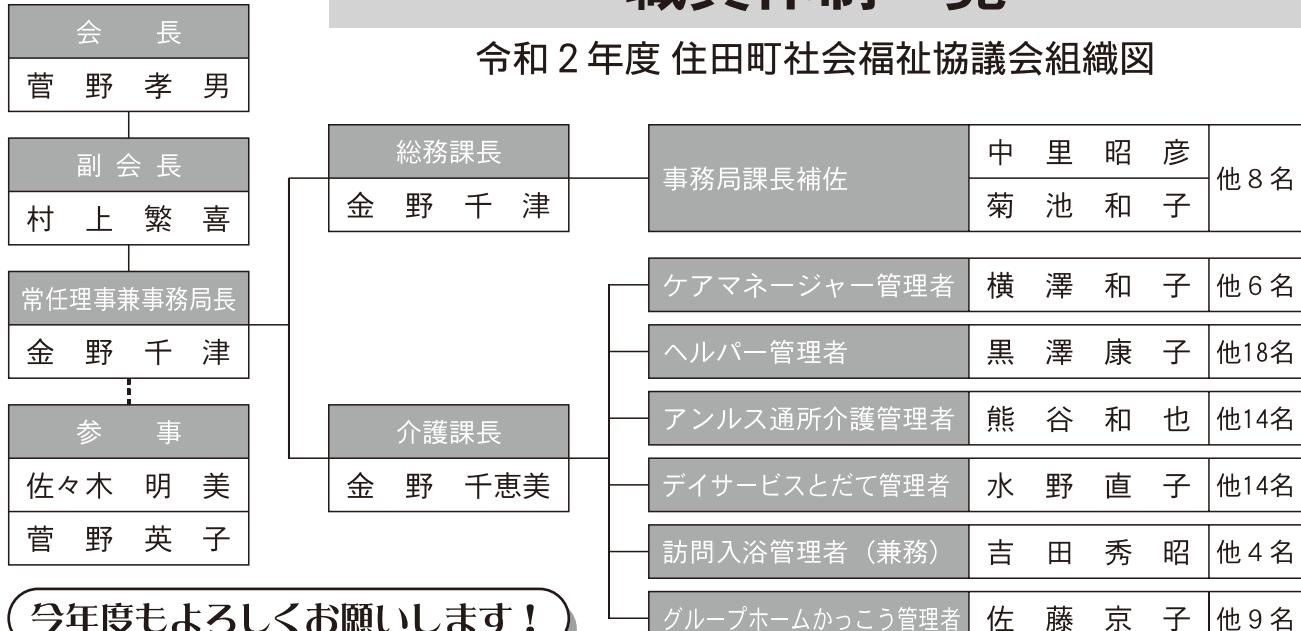
【支出の部】

(単位:千円)

勘定科目	予算額
事業活動による支出	人件費支出
	事業費支出
	事務費支出
	その他事業支出
	貸付事業支出
	助成金支出
	負担金支出
施設整備等による支出	事業活動支出計 ④
	固定資産取得支出
	ファイナンス・リース債務の返済支出
その他の活動による支出	施設整備等支出計 ⑤
	積立資産支出
	拠点区分間繰入金支出
	サービス区分間繰入金支出
	その他の活動による支出
その他の活動による支出	その他の活動支出計 ⑥
	積立資産支出
	拠点区分間繰入金支出
	サービス区分間繰入金支出
当期資金収支差額合計	その他の活動支出計 ⑥
	予備費支出 ⑦
	-5,724
前期末支払資金残高	当期資金収支差額合計 ⑧
	162,371
当期末支払資金残高	前期末支払資金残高 ⑨
	156,647

職員体制一覧

令和2年度 住田町社会福祉協議会組織図



新職員紹介



4月から、シルバー人材センターに勤務している金野正史です。

2月まで、住田町の地域おこし協力隊として活動していました。仕事の内容は変わりますが、地域の皆様のお力になれるよう、先輩方からご指導を賜りながら日々努めています。よろしくお願ひします。

金野 正史



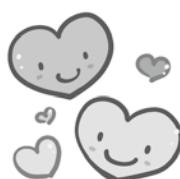
4月からデイサービスセンターとだてで看護師として勤務することになりました。佐々木郁子です。

生まれ育った住田町で、少しでも地域の皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思います。

皆さんが笑顔になれるよう心がけていきますので、これからよろしくお願ひします。

令和元年度 赤い羽根募金助成事業報告

みなさまからいただいた募金は、令和元年度下記の学校や団体等に助成されました。



世田米小学校	手をつなぐ育成会	ボランティア講座	敬老会
有住小学校	子ども会育成会連絡協議会	ボランティア活動連絡会	ふれあいサロン
世田米中学校	民生児童委員協議会	老人クラブ連合会	よりあいカフェ
有住中学校	身体障害者協助会	KIT工房	ふくしだより
住田高等学校	特定非営利活動法人カトトレア	地域福祉活動計画策定	
世小ことばを育む親の会	音声訳ボランティアりぽん	介護者リフレッシュ事業	

みなさまのあたたかいお気持ちに心から感謝申し上げます

みなさまからいただいた募金は、高齢者、障がい者、児童、ボランティア、サロン活動など、町内のさまざまな地域福祉活動の推進に役立てられています。

～助成による活動の一部をご紹介します～



有住中学校

地域の方々と一緒においしいものを作り食べたり、集会所で交流会を行いました。



音声訳ボランティア りぼん

目の見えない方のために、音声朗読のボランティアを行っています。



老人クラブ連合会

岩手県民長寿体育祭 いきいきシニアスポーツ大会に参加しました。

すみたおたすけ隊

一人暮らしの高齢者宅の窓ふきボランティアを行いました。



民生児童委員協議会 各地区単位民児協による住民講座やサロン等を行いました。

助成金の申し込みについて

令和元年度の募金が令和2年度に助成金として交付され、福祉活動やボランティア活動を行う学校や団体の活動資金になります。

今年度も助成金交付事業の申請を受け付けます。対象は町内の福祉関係団体や協力校で、対象事業は福祉活動やボランティア活動などです。助成を希望される団体は、住田町社会福祉協議会までお問い合わせください。募集要項につきましては社協ホームページ (<http://sumita-shakyo.jp/>) にも掲載します。前年度に助成されている団体には、後日文書にて申請のお知らせをいたします。

総合相談窓口が充実します

社会福祉協議会では、これまでも介護や生活のことなど、様々な相談をお受けしていました。令和2年度からは相談員を6人に増やし、さらに地区担当性も導入して、窓口に来られない方のお宅へ伺うなど、相談機能を充実させることにしました。

どんな相談にも対応します。例えば…

- 病気や健康、障がいのこと
- 介護のこと
- 認知症のこと

- 子育てのこと
- DV・虐待・
引きこもりなどの悩み

- 就職や仕事探しについて

- 収入・生活費のこと
- 債務について
- 家賃やローンの支払いについて
- 税金や公共料金の支払いについて
- 食べるものが無いなど

- 住まいについて
- 地域との関係について



令和2年度からの新規相談事業の紹介

①住田町社協では、令和2年度から「生活困窮者自立支援法」に基づき生活困窮者自立相談支援事業として岩手県から直接、委託を受け「住田町ここからセンター」を開所しています。お金のこと、仕事のこと、住まいのことなど一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

住田町ここからセンター

社会福祉法人
住田町社会福祉協議会
【開設時間】8:30～17:00



②ひきこもり相談支援事業を開始します。

ご心配のある方（本人、家族、知り合い）は総合相談窓口にご連絡ください。

.... ~ちょっと来てみて~ 「心 café」のご案内

- ちょっと、外に出てもいいかな…
- ちょっと、誰かとお茶してもいいかな…
- という気持ちになったら、「心 café」に来てみませんか。
- 心 caféで留守番しているのは、社協の相談員です。
- 世田米商店街の真ん中にある 「カフェしょうわばし」 で
- お待ちしています。開所日は、毎月第3月曜日 午後1時30分～4時です。
-お問い合わせは相談員 菅野まで

総合相談担当職員紹介

各地区の担当職員を紹介します。

世田米地区



菊池 和子

下有住地区



畠山 朋也

上有住地区



金野 千津

五葉地区



佐藤 善智

生活困窮者
自立支援事業



佐々木 穂

日常生活自立支援事業のご案内

金銭管理や福祉サービスの利用手続きなど、日常生活上の判断に不安のある方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）が、地域で安心して生活できるようお手伝いします。

例えば…

- ◆預金通帳をどこにしまったか忘れてしまう…
- ◆計画的にお金を使えない…
- ◆介護保険関係の書類がたくさん来るけど、どうしたら…？
- ◆福祉サービスを使いたいが…？



無料法律相談（予約制）

毎月弁護士による無料相談を行っています。債務や相続に関すること、日常生活のお悩みなど、お気軽にお問い合わせください。

■相談予定日■

5月 20日(水)
6月 25日(木)
7月 15日(水)



- ◆予約制です。下記まで事前予約してください。
- ◆個室にて相談にあたりますので、第三者に相談内容が漏れることはありません。

法テラス気仙でも無料相談を実施しています

法テラス気仙では、弁護士、司法書士による法律相談や、被災者のための専門家相談を行っています。相談は無料です。ご希望の方は下記までお問い合わせください。

【法律相談】

相 談 日 時		
弁護士	月・火・木・金曜日	午前10時～午後4時
	第3日曜日	
	第1・第3木曜日(夜間)	午後6時～午後8時
司法書士	水曜日	午前10時～午後4時

【専門家相談】

相 談 日 時		
税理士	第2・第4水曜日	午前10時～午後4時

★お申し込み・お問い合わせ先

日本司法支援センター 法テラス気仙

〒022-0003 大船渡市盛町字宇津野沢9-5

電話 0570-078-385 (平日午前9時～午後5時)

行事予定

※新型コロナウイルス感染症等の影響で、延期または中止になる可能性があります。

6月

- 第9回ふれあいグラウンドゴルフ大会
- 町老連会長杯ゲートボール大会
- 町老連会長杯グラウンドゴルフ大会

7月

- すみたおたすけ隊・夏

新型コロナウイルス感染症について

白瀟生活による筋力低下や物忘れを防ぎましょう

新型コロナウイルスの流行に伴い、不要不急の外出を控えてご自宅で過ごす時間が増えていると思います。身体を動かす機会が減ることによる筋力低下や物忘れの進行を防ぐため、ご自宅でできる対策をまとめました。

① 座っている時間なるべく減らしましょう

ラジオ体操やご近所の散歩がおすすめです。難しいときは、イスに座って足踏みするだけでも効果があります。

② 毎日朝晩、しっかり食事をとりましょう

栄養不足は、筋力低下や物忘れを進行させます。

③ 毎食後、歯磨きや入れ歯の洗浄を行い、 口を清潔に保ちましょう

口の清潔は肺炎の予防につながります。

そして…

心の健康を保つために、用事がなくとも知り合いに電話をしたり、連絡を絶やさないようにしましょう！

社協からのお願い

住田町社協の各事業所では、新型コロナウイルス感染症対策として、塩素系漂白剤を希釈した液でドアや手すりなどの1日3回の消毒、および2時間毎の換気を行っています。デイサービス等のご利用者とご家族の皆様には、感染症予防の観点から、下記の対応をお願いします。

- ・ご本人や同居のご家族が県外へ外出した時、または県外からの訪問者があった時はご一報ください。県外の方と接触があった場合、介護保険サービスの利用を2週間程度控えていただくことがあります。
- ・各事業所への立ち入りをご遠慮いただき、玄関での対応とさせていただいています。
ご迷惑をおかけしますが、ご協力ををお願いします。

新型コロナウイルス 特例貸付について

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯等に対して下記のとおり特例貸付を実施しています。貸付要件等、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

資金種	金額	摘要
総合支援資金※	月200,000円以内	貸付期間：原則3ヶ月以内
緊急小口資金	200,000円以内	一時的な生計維持を目的とする

※原則として自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが必要となります。



このふくしだよりは、皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています。